

PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

特集

間接侵害規定の緩和

ヒット商品を支えた知的財産権
ミサト(株)のプラスチック製帯状ヒーター
「プラヒート」

PATENT

See you!

シリーズ
■弁理士風土記

■特許庁からのお知らせ

■知的財産権立見席

■知的財産権豆知識

■日本弁理士会からのお知らせ

冬

号

日本弁理士会広報誌

2002

第28号

「弁理士風土記⑥」(石川編)

NHK大河ドラマの「利家とまつ」加賀百万石物語」の効果で、今年の石川県の観光客は増加していると聞いている。このドラマの視聴率は石川県のみならず全国的にも高いそうである。自宅のある七尾市もドラマの二場面になったりする。6月放送の「赤い星」では、七尾に来て二年目で本能寺の変が起るが、能登の夜空に赤い星が安土の方向に流れ、不吉な予感を感じる印象



金沢城(五十間長屋・橋爪門続櫓)と筆者

的な場面が放送されている。私は、京都や安土から遠く離れた地で、親方様(信長)のことをどのように思ったであろうか、という思いで見ている。

金沢で開業して7年目、縦に長い石川県を行ったり来たりして仕事をしている。私は能登の出身であることもあり、能登の方の相談事も大切にしようと考えている。能登方面の相談会等があるときは片道3時間かけて行くこともある。また、控えめでやさしい気質というか、能登の風土は心得ているので(「能登はやさしや土までも」と言われるくらいに)、相談に長い時間をかけることもある。その中で仕事に結びつく割合は非常に少ないのが実情である。そのせいか、米、野菜や魚等を頂くことも少なくなく、これらが生活の足しにも、生活の糧にもなっている。

金沢は、歴史もあり、人口も40数万人であり、加賀の方では大きな工場も進出している、仕事の中心はどいうしても金沢を含め加賀になっている。近年は、産・学・官の連携の話が持ち上がっており、私も将来このような仕事をすることになるかもしれない。

の地方から全国に向けて何らかの情報発信ができるようなことがあれば理想的である。私が弁理士を目指したのは、石川の地で仕事をしたいと考えたからで、この地でこの仕事を全うできれば良いと考えている。そして、律儀者と呼ばれた利家公を少しでも見習って仕事をしたいと考えている。

(木森国際特許事務所)

弁理士 木森 有平



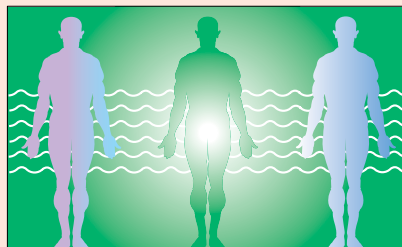
七尾市小丸山城跡

知的財産権
立見席

マイナスイオン

滝や溪流、噴水のそばに身をおくと体や心がリラックスする、ストレスが解消した、健康によいなどこの自然を家庭環境や生活環境に組み込むことを求める。この現象はマイナスに帯電した酸素と微細な水分が結合したマイナスイオン。触れたり、体内に取り入れるとその不思議な力によって、癒しはもちろん、健康になるとされ、帽子や畳ベッド、ござ、座布団、枕カバー、装身具、うちわ、履き物、イオン水などに加えて、空気清浄機、掃除機などさまざまな生活用品でその製品化が試みられ一大ブームを引き起こしている。

例えば、日立製作所、東芝などの家庭電気製品のメーカーでは、このマイナスイオンを発生する装置を組み込まない製品は市場が受け入れないと分析する。市場がさらにブームを加速させる。とくに日立製作所では「マイナスイオンはトレンドとなっており、約80%の主婦が関心を持っている」とする。電気掃除機にマイナスイオン発生機能を付与し、インテリアライトに内蔵させ、冷蔵庫にも取り



付け野菜の保存に活用し、ヘアードライヤーにも利用しはじめた。

このブームは特許庁ホームページの特許電子図書館の最新公開公報情報を見ても明らかで、特許は729件、実用新案は186件と異常状態といっても良いほど。その発明の名称は化粧品や脱臭剤は当たり前で、エンジンの燃焼に使ったり、電気部品のメッキ添加物に使う例も見られる。

紫外線や電磁波、排気ガスなどの空気の汚れという健康を害する環境の中で過ごし、強烈なストレスに見舞われる現代人にとって、マイナスイオンで安らぎが得られ、生活環境を変えることができるこうした製品を渴望するのは当然とれる。

ブームは加速する一方で、今やマイナスイオンが家庭に満ち、三種の神器となり、消えさる様子はなく、このマイナスイオンの経済効果ははかりしれない。(T.K)

特集

間接侵害規定の緩和

間接侵害規定の緩和

平成15年1月1日より間接侵害の要件が緩和され、発明にかかる物の生産に用いる物や、発明にかかる方法の使用に用いる物の生産等の行為が、その物が特許発明の専用品（「のみ使用する物」）でなくても、一定要件の下、間接侵害の対象になります。

特許権侵害は、原則として特許発明全体が実施された直接侵害の場合に成立します。しかし、その特許発明の一部（例えば部品等）の実施であっても、直接侵害につながるような行為が防止できなければ、特許権の効力は著しく弱いものとなってしまう。そこで、従来から、特許発明の一部であってもそれが特許発明の専用品であれば、間接侵害として特許権の効力を及ぼすことができておりました（図1参照）。

しかし、実際にはその専用品としての「のみ」という要件が裁判所において厳しく判断されていたため、間接侵害が認められ難いといった問題がありました（参考：「交換レンズ事件」東京地判昭和56年2月25日昭和50(ワ)9647）。

そこで、平成14年特許法改正により、間接侵害規定の要件が緩和されること

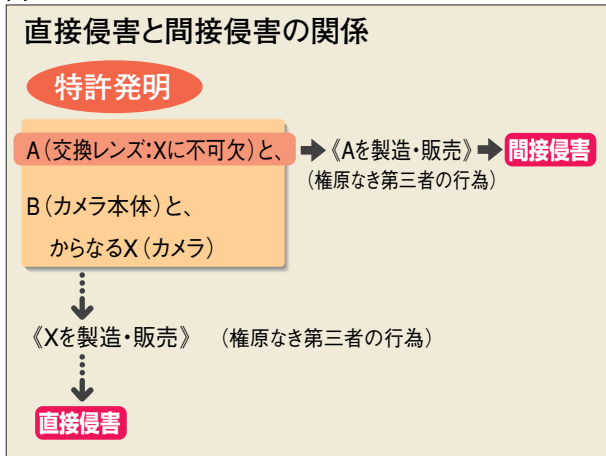
になりました。このため、今後は特許権の侵害訴訟においても間接侵害の主張が認められる可能性が高くなると予想されます。

新たに規定された間接侵害の具体的要件

対象物が特許発明の専用品でない場合に間接侵害行為と認められるためには、以下の要件が満たされる必要があります。

① 対象物が、特許発明にかかる物の生産に用いる物、又は特許発明にかかる方

図1



特許庁からのお知らせ

WIPO及びPCT制度と無関係な組織から送付される手数料の支払い依頼通知に対する注意喚起について

「国際特許のセントラル・データ・レジスター」(Central Data-Register of International Patents) というタイトルが入った料金支払いの依頼書が、国際公開公報をもとに、PCT国際出願の出願人または代理人に対し送付されており、依頼書には料金として1235,40ユーロ又は米ドルでの相当額を、以下の宛名の小切手、又は銀行口座番号への銀行送金によって10日以内に支払うことを要請しています。

小切手宛名：ZDR-DatenRegister GmbH
P.O. Box 102422
60024 Frankfurt/Main
Germany

世界的知的所有権機関 (WIPO) は、これを問題視し、WIP O及びPCT制度とは無関係である旨の注意喚起を發出していますので、日本のPCTユーザーにおかれましても、くれぐれもご注意ください。

なお、注意喚起の原文は
http://www.wipo.org/pct/en/warning/pct_warning.htm
をご覧ください。

また、EPO等においても、同様の注意喚起が行われております。上記URLページからリンクされておりますのでそちらもご覧ください。

<問い合わせ先>

特許庁国際出願課企画係 03-3581-1101 (内線2642)

- 法の使用に用いる物であること
- ② 対象物が、発明による課題の解決に不可欠なものであること
 - ③ 対象物が、日本国内において広く一般に流通しているものではないこと
 - ④ 対象物が特許発明の実施に用いられる物であることを知らなから、業としてその生産・譲渡等をする行為であること
- すなわち、要件①により、従来の「のみ」の要件が外され、間接侵害規定の成立要件が緩和されました。
- ただし、間接侵害規定の不当な拡張とならないよう、要件②により、その行為にかかる対象物は「発明」の重要な部品等に限定されます。例えば、消しゴムで消せるボールペンの発明がある場合、そのインキに用いる特殊な顔料などは対象になりますが、通常のボールペンのものと特段変わらない軸やキャップなどは、そのボールペンの生産自体に欠かせない

ものであっても間接侵害の対象とされません。

同様に、要件③により、一般普及品や規格品は除かれます。例えば、特注品ではなく、市場において一般に入手可能なネジ、釘、電球、トランジスタ等の製品は、間接侵害の対象とされません。

さらに、要件④により、複数の用途を有する部品等の供給者が、その部品等が供給先でどのように使用されるかわからない場合には、間接侵害の対象とされません。

尚、平成14年9月1日から特許法における「物」に「プログラム等」が含まれることが明示的に規定されたため、「プログラム等」のネットワークを通じた提供等も間接侵害の対象になり得ることになります。

* 参考文献

平成14年改正産業財産権法の解説
(特許庁総務部総務課 制度改正審議室編)

ヒット商品を支えた知的財産権

ミサト(株)のプラスチック製帯状ヒーター

「プラヒート」

特許第123246号
特許第2571595号
特許第2929418号

VOL.

28



1972年にわが国で初めて札幌で冬季オリンピックが開催された時、その聖火台へ続く絨毯には雪が積もらず、鮮明な赤地の中央に白線がくつきりと浮かんだ様子を記憶されている人もおられることだろう。その会場の天皇・皇后ご臨席のロイヤルボックスの絨毯は温かく快適だった。当時のIOC会長のブランデー氏は「私が出席した冬季五輪のなかで、もつとも快適なロイヤルボックス」と称賛した。この絨毯の下には、埼玉県のみさと(株)が開発してまもないプラスチック製帯状ヒーター(商品名:プラヒート)が敷かれていたのである。

このプラヒートは、みさと(株)の清川社長が学生時代からの仲間の会話から生まれたものである。1961年、吞兵衛ばかり集まった暮会で、「いつでも一定の温度で酒の燗ができる装置はないかねえ」という仲間のつぶやきからヒントを得た。

翌年、清川は仲間三人で会社を設立した。化学系出身である清川は金属の扱いは不得手だったのでプラスチックに着目し、これにカーボン粉末などを加えて導電性にできないかと検討した。友人達のわずかな出資金を使用して実験したが、狙った特性のものが得られず、資金は2年で底をついた。その時のことである。清川は最後の手段として友人の父の工場にあった材料を無断借用して実験したところ、幸運にもヒーターに使用できる特性を持つサンプルを得ることができた。

早速、友人達は製品化を提案したが、頑固な清川は更に8年も慎重に実験を

繰り返した。その間に試作した大量のサンプルで工場の中は廃品の山となったが、これがオイルショックの時に全て売れて開発資金は勿論、工場建設資金となった。人生は何が幸いするか分からないものである。そして1971年のことである。通電すると温度が均一に上昇すると共に電気抵抗が増加して電流を自動的に抑制する特性を持つ導電性プラスチックの帯状発熱体を完成した。この発熱体を絶縁皮膜などと組合せて、プラヒートとして売り出したのである。

プラヒートは後に科学技術長官賞を得ており、床暖房装置、窓際暖房装置、養豚・養鶏装置、鮭等の養殖装置など多くの用途に適用され、その間に約300件の特許出願をして技術を保護している。清川の頭の中は何時も遠赤外線の利用で一杯だ。低温使用のプラヒートに飽きたら、セラミックスを利用した高温のヒーターを開発し、病院や老人ホームでも使用できるサウナ装置を開発し、更に米粉、野菜、果物などの乾燥機や、焼鳥器などの調理装置へと発展している。

(取材協力 ミサト株式会社)

知的財産権 豆知識

28

弁理士と弁護士の協力関係が強くになります!

皆さんは、弁理士は特許庁を相手に仕事をし、弁護士は裁判所を相手に仕事をしているというイメージを持っていませんか? 弁理士と弁護士は全く接

点のない仕事をしているように思われがちですが、実はそうではありません。例えば、特許権等の侵害事件において、弁理士と弁護士は互いに協力して仕事をしてきました。弁理士は、発明等の技術的な内容を理解している者として、弁護士を補佐していたのです。そして、弁理士法の一部改正により、弁理士と共同代理することを前提として、弁理士に対しても特定侵害訴訟における訴訟代理権が認められることとなりました。

その結果、依頼者の所有する発明等を適切に保護する観点から、侵害事件における弁理士と弁護士の協力関係がより強固なものとなります。

(日本弁理士会広報センター 神崎 正浩)



7月1日は



日本弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。
- お問い合わせは下記まで
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

パテント・アトニー
平成14年12月18日発行 第28号 無断転載禁止
編集/日本弁理士会広報センター
発行/日本弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。